

(2) 別表 (1～3)

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当市には、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川と水位周知河川が 4 本あり、中小河川も多数存在している。当市の水害ハザードマップによると、河川の近くでは 3m 以上の浸水が予想されている地域もある

(土砂災害)

当市の土砂災害ハザードマップによると、鳥居本学区、旭森学区を中心とする当市北東部に土砂災害警戒区域が点在している。また、荒神山や雨壺山の周辺にも土砂災害警戒区域が存在する。

(地震)

当市の地震ハザードマップによると、今後 30 年間の発生確率が 80%とされている南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度 6 弱を計測する地域がある予想となっている。また、鈴鹿西縁断層帯地震が発生した場合、最大震度 7 を計測する地域がある想定である。

(その他)

年間降雪量の平年値は 81 c m であり、豪雪地帯ではないものの、少なからず雪による影響を受けている。また、夏は猛暑日となることが多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な被害とこれに伴う社会的影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 3,017
- ・ 小規模事業者数 2,531

出典：平成 28 年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 彦根市の取組

- ・ 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 発災後における市内小規模事業者の被災状況確認・収集
- ・ 彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 稲枝商工会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知

- ・災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定
- ・防災備品（毛布、非常食等）を備蓄、可搬式蓄電システムの設置
- ・彦根市が実施する防災訓練への協力、彦根市が開催する彦根市防災会議等への出席
- ・彦根市の指定緊急避難所として、発災時における対応
- ・災害時に備えた各種共済の周知および加入促進

3) 彦根商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した「日本商工会議所ビジネス総合保険」への加入促進
- ・彦根市が実施する防災訓練への協力、彦根市が開催する彦根市防災会議等への出席
- ・防災備品の備蓄（毛布、非常食等）を備蓄
- ・彦根市の指定緊急避難所として、発災時における対応

II 課題

1) 彦根市

現状では、緊急時の取組について彦根市地域防災計画に定められているが、小規模事業者支援の視点に立った具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄の必要性を周知するなどが必要である。

2) 稲枝商工会

現状では、緊急時の取組について稲枝商工会危機管理マニュアル（危機発生に備えた対策）は整っているものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持ち、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。また、巡回や窓口相談の際に、BCP 施策の周知を行っているもののまだまだ BCP を策定している事業所数が少ないのが現状である。

3) 彦根商工会議所

現状では、緊急時の取組について彦根商工会議所災害時対応マニュアルはあるものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持ち、BCP 計画の策定に助言を行える経営指導員等職員が不足している。また、巡回や窓口相談の際に、BCP 施策の周知を行っているもののまだまだ BCP を策定している事業所数が少ないのが現状である。

III 目標

- ・現状、事業者の防災に対する意識や知識が低く、事業継続力強化計画を策定している事業者がまだまだ少ない。防災に対する意識を醸成し事業継続力強化計画策定事業者数を増やしていく。
- ・地区内の小規模事業者向けセミナーを開催するとともに、経営指導員等職員も参加することにより、知識の習得と指導および助言力の向上を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における協力・支援体制および関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回および窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、DM、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険および共済の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・稲枝商工会危機管理マニュアル（平成30年作成、令和6年改訂）
- ・彦根商工会議所災害時対応マニュアル（令和2年作成、令和6年改訂）

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回・窓口経営指導時に確認する。
- ・必要に応じ稲枝商工会および彦根商工会議所ならびに彦根市間において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲Ⅰ 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、彦根市との連絡ルートの確認等を防災行政無線の試験交信等を活用して月1回程度行うとともに、ハザードマップにて、浸水地域等を把握しておく（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえ

で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、彦根市新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき稲枝商工会及び彦根商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

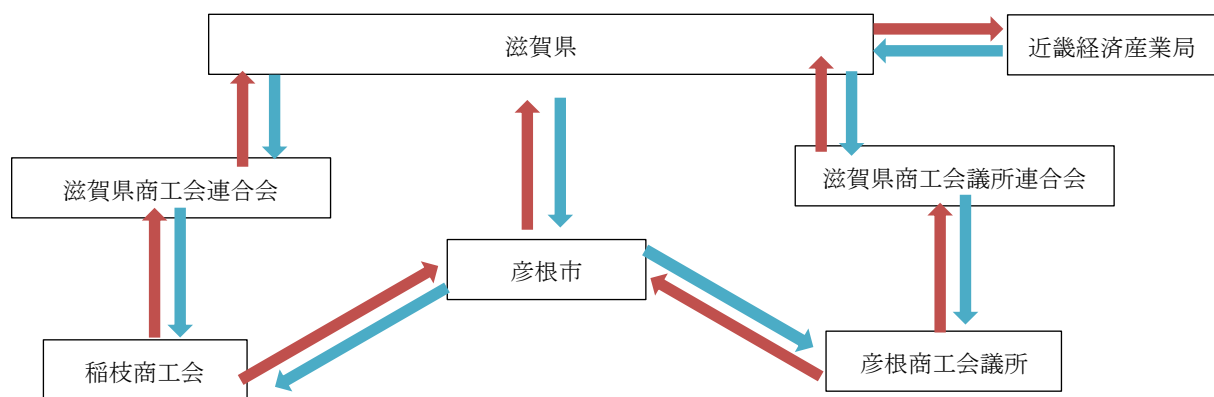
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考え

- ・本計画により、稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市は、随時被害情報等を共有する。
- ・彦根市で取りまとめた「彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市が共有した情報、被害状況等を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて稲枝商工会、彦根商工会議所又は彦根市より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、彦根市と相談する（稲枝商工会および彦根商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

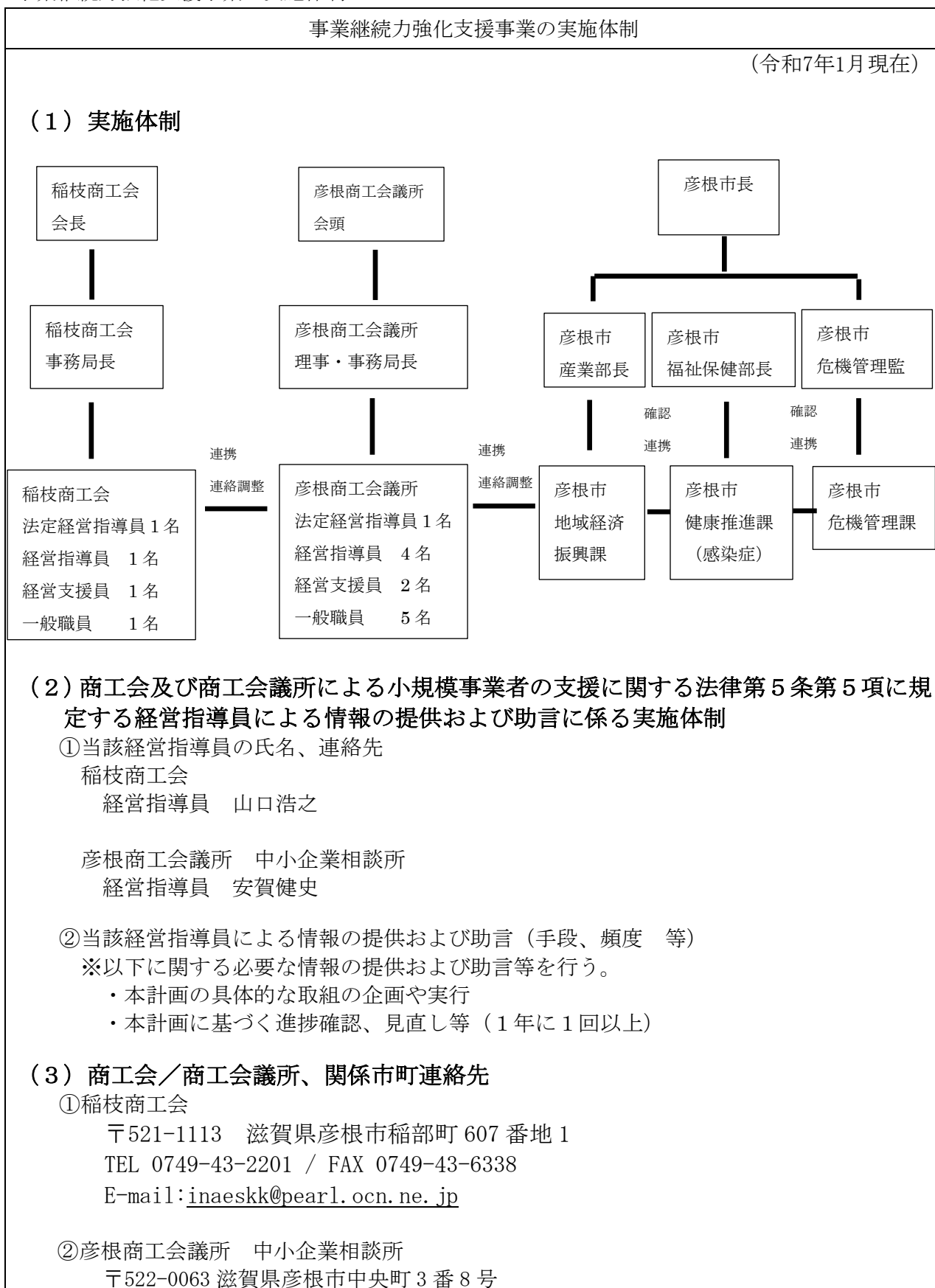
- ・ 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、彦根市と共に被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL0749-22-4551 / FAX0749-26-2730

E-mail: info@hikone-cci.or.jp

③彦根市役所 地域経済振興課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL : 0749-30-6119 / FAX : 0749-24-9676

E-mail : shoko@ma.city.hikone.shiga.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1000	1000	1000	1000	1000
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	500	500	500	500	500
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
彦根市交付金、滋賀県補助金、自己財源（会費・事業収入） 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。